

平成30年9月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成30年9月25日（火曜日）

平成30年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年9月25日(火曜日) 午前9時00分～午前10時01分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 非農地証明願いに係る証明について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 9 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 11 名です。11 番、後藤委員から欠席の届けがありました。
よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、10 番の徳留委員と 12 番の横原委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 43 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めますが、私の担当区な
ので、私の方から調査報告をいたします。

13 番： 9 月 20 日、私と〇〇氏で現地を調査いたしました。皆様方には大変分かりにくい場
所ございまして、目印としましては、〇〇がありますが、これより南西側の山中近く
に入ったところです。ここは、夏みかんの樹園地を開発したところです。現在は一部、
夏みかんが栽培されておりますが、廃園化が進んでいるような感じでした。〇〇氏の名
義ですが、ここを開発した当時、3 名の共有地として作業の管理小屋が建っており、共
同使用の場所であったとのことで、代表名義を〇〇氏にしたところです。今回、〇〇氏
が税金等を支払っていたこともあり、〇〇氏に売買の話がされて、3 者協議をした結
果、売買の成立に至ったということでした。現地は、すでに管理小屋もなく、きれいに
整備されており、畑に復元できる状態にありました。今のところ耕耘等はされておま
せんが、今回の申請には何ら問題はないものと思われま。〇〇氏は、現在、〇〇の作
業員として勤務をされておまして、奥さんと結婚されてから、土日を利用して義父の
農作業の手伝いをされているところです。審議をよろしくお願ひします。

議長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し
ていただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 43 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 43 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請、1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 44 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8 番田淵です。9 月 20 日に会長、事務局 2 名、田島推進委員の 5 名で現地を調査しました。場所は〇〇公民館から北側の集落の外れになります。太陽光を設置する場所は山林になっておりますが、それに加えて今回申請分の畑が入ってくるものです。申請地の畑は、恐らく 10 年以上、耕作されず荒地となっております。一部は雑木も生えている状況です。意見としまして、太陽光発電施設の全体面積が 14,638 m²、今回の申請面積が 4,792 m²で、全体面積の 3 分の 1 以下となること、また、申請地は土地改良事業等が行われておらず、特に問題はないと思われます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 事務局から隣接地一体事業について、ご説明させていただきます。
(隣接地一体事業、既存施設の拡張について、資料に基づき説明。)

議 長： 皆様方から、何かご質問はございませんか。推進委員の皆様からもございませんか。

事務局： 今回の申請に関し、これ以上に拡張されることはありますか。

事務局： 今回の申請地は〇〇ですが、この〇〇については、国営総合農地開発事業が行われておりますので、ある程度の所で止めざるを得ないと思われまます。今回の申請地周辺はある程度、進められることもあり得ます。

8 番： (挙手)

議 長： 8 番、田淵委員。

8 番： いまの質問ですが、隣接地一体事業で許可を受けて、その直後に、既存施設の拡張の申請は出来るのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 許可後、特に期限は定められていないと思われまます。設置後、その施設が軌道に乗られたら、申請されることも考えられまます。

議 長： 許可されないと、次の申請はないということでしょ。

事務局： はい。まずは、最初の計画となります。

議 長： 最初の計画が、許可されないと、その先に進められないと。

2 番： はい。許可が出て、すぐに新たな申請を出すことも可能ということですね。もしかしたら、1種農地がどんどん削られていくということになりますよね。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 44 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 44 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付しまます。

議 長： 次に、議案第 45 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めまます。

事務局： 18 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第45号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1番吉永です。9月20日に会長、富田委員、後藤委員、東山崎委員、事務局2名と私の7名で調査をしました。申請地は、〇〇の交差点から〇〇へ約100m上った、〇〇の左側に位置しております。〇〇沿いから3筆が〇〇さんの名義でございますが、この土地については、所有者が何人も代わっている土地で、最後に〇〇さんに所有権が移転した土地です。申請人は地目が畑にも関わらず、名義変更ができたのは、前所有者の相続人の確定が困難で、法的手続きにより所有権移転となったところです。申請地に〇〇を15年程前に建てられたということですが、それ以前から、長年耕作されておらず、相当な立木が生い茂っていたところでした。そこに茶室を建てられたが、すぐに〇〇さんが自己破産申請のために、換価作業ということで、このままでは換金できないということから、非農地証明となったところでございます。茶室も10年以上使用されておらず、残地についても、長年放置された影響で、雑木が生い茂っているため、今後、畑に供することは困難と考えられます。また、周辺も山林化が進んでいるため、非違農地証明については、やむを得ないと認めます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 現地の現況写真については、本日お配りした資料の9.10ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第45号 受付番号1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 45 号 受付番号 1 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 45 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 23 ページをお開きください。

(議案第 45 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。申請地は、〇〇の〇〇と〇〇の中間にあたるところで、〇〇から 50m 程西に入ったところにあります。現地は、4 年前まで畜産農家が野草の採草地として借りられていたそうですが、4 年前に風力発電の話しがあり、返却したとのことでした。現況は、畑の西側の境界辺りに雑木が生い茂っていましたが、畑のほとんどがススキと葛が生い茂っている状態です。前の借入者に聞きますと、以前は、緑化事業の木が植えてあったのではないかと、それを抜根した後のくぼみや切株が畑の中に点在しており、大型機械による草の刈取りは出来なかったというかしなかったようです。現状を見る限り、畑として利用することは可能ではないかと考えられますので、非農地証明については、如何なものかと考えておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 現地の現況写真については、本日お配りした資料の 11. 12 ページに添付しておりますので、ご覧ください。

1 番： よろしいですか。

議 長： 1 番吉永委員。

1 番： 前の借入者に聞きますと、畑にするのであれば、耕作する。耕作できないということではないと、ただ、切株があつて大変ですよと。切株から芽が出ていないということは、

切ってから20年ぐらい経過しているのではないかと思います。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 現在、畑の地目を何らかに変えるということですが、やはり、太陽光とかになるのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 直接は聞いておりませんが、風力発電の設置のようです。

1 番： ここを1件承認すれば、この辺りは次から次に申請されると思われます。5条ができないのであれば、非農地証明をとということだろうと思われます。

議 長： 私からも言わせていただければ、平坦地で広がりもあります。雑木で見通しも悪いですが、佐多地区の委員の皆さんからのご意見を聞いてみたいと思いますが、10年、20年前の広がりはどうだったのか、どのような感じだったのでしょうか。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 現地を見れば、復元の可能性はありますよね。ただ、雑木があるわけですが、それを伐採すれば、ここを許可すれば、隣接するここより荒れているところが新たに申請されるのではないですか。ここは、非農地として許可できるような感じではないような気がします。

議 長： 農振地ではないというところが、残念なところですが。開発すれば30aはもちろんですが、50a程度の区画になるような感じもしますし。何故、ここが農振から外れているのかが、私には疑問ですが。

議 長： 東山崎委員、どうですか。

7 番： 東山崎ですが、雑木になっている面積は分かりませんが、奥は杉山となっており、非農地としては難しいと思いますが、果たして、誰か耕作する人がいるのかとは思いますが。

2 番： 確かにです。先ほど話しが出ましたが、耕作する人がいるかというのが問題です。

7 番： 所有者も〇〇に住んでいて、帰ってくる気もないようですし、畜産農家が借りるかですが。

1 2 番： 以前、借りられていた人が、また耕作することということであれば、耕作地ですよ。

1 番： ちなみに、申請地の道路側も同じ所有者です。ですから、以前、借りられていた方は、申請地と道路側も借りていたということです。

1 2 番： この申請地の周りも、これから申請が出るようなところ。

事務局： 参考までにですが、25 ページの航空写真の申請地の左上の宅地を挟んだ南北に、今回、第 5 条申請を提出されるとのことでしたが、恐らく、来月、申請されるものと思われます。

7 番： 山林が多いため、県道を挟んで、両脇に設置する話しは進んでいるようです。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 45 号 受付番号 2 番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議 長： 挙手がございません。よって、議案第 45 号 受付番号 1 番は、非農地として証明することは否決いたします。

議 長： 次に、議案第 46 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 26 ページの議案第 46 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 46 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。
推進委員の皆様からもご意見などありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 46 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 46 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を
送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 30 年 9 月南大隅町農業委
員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員